

議案第10号

北本市職員の給与に関する条例等の一部改正について

北本市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成30年2月26日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北本市職員の給与に関する条例(昭和28年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「この項」の次に「及び第16条第2項」を加える。

第14条第3項中「。以下「祝日法による休日等」という。」及び「。以下「年末年始の休日等」という。」を削る。

第16条の見出し中「第12条に規定する」を削り、同条第2項中「乗じたもの」の次に「からその年の4月1日から翌年の3月31日までの間における休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日(休日並びに日曜日及び土曜日に当たる日を除く。)までの日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもの」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額は、その者と同じ職務の級に在級する再任用職員のうち、再任用短時間勤務職員以外の者について同項の規定に基づいて

算定される勤務1時間当たりの給与額と同じ額とする。

(北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 北本市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条の表第13条第5項の項及び第20条の表第13条第5項の項の次に次のように加える。

第16条第 2項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
	勤務時間	勤務時間を算出率で除して得た時間

(北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「、第13条第2項」の次に「、第16条第2項」を加え、「給与条例第13条第2項及び」を「給与条例第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、給与条例第16条第2項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額」と、「勤務時間」とあるのは「勤務時間を算出率で除して得た時間」と、給与条例」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。